

碧南市公告第319号

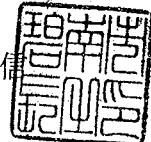
漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第5項及び第6項の規定により漁港の保全上特に必要があると認める区域及び当該区域内においてみだりに捨て、又は放置してはならない物件を次のとおり指定し、令和2年12月10日から施行する。

漁港名	放置禁止区域	放置禁止物件
蜆川漁港	令和2年2月20日碧南市告示第2号で告示した漁港の区域のうち、漁港漁場整備法に基づき管理する水域及び陸域	1 船舶、係船に係る機材、船舶の付属設備及び資材 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物

令和2年11月30日

碧南市長 篠宜田 政信



縮尺 1 : 10000

100 200 0 200

# 放 置 禁 止 区 域 図

